

保護者のみなさんへ

京都市立西賀茂中学校  
校長 上 畑 直 久

## 台風等に対する非常措置についてのおしらせ《保存版》

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、地震）」又は「暴風警報」が発表された場合及び柘野学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

西賀茂中学校の敷地は「土砂災害警戒区域」内であり、西側の山は「土砂災害特別警戒区域」に指定されています。土砂災害は、雨により地盤が緩み発生するため、水害に対する勧告よりも先に避難勧告が発表されることがほとんどです。

以下につきましては、京都市教育委員会の方針に加え、本校の地域の特徴を総合的に捉え作成しております。他地域と異なる部分もあるかと思いますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、「命を守る行動」を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 翌日5校時から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休校

## 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時から始業
  - ・午前11時まで解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
  - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休校

### 3 氾濫、大雨または土砂災害にかかる警報または危険警報が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや保護者連絡ツール「すぐーる」等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

### 4 避難指示が発令された場合について

#### (1) 土砂災害の避難指示について

登校前に土砂災害警戒レベル4（避難指示）が柘野学区に発表された場合は、暴風警報と同じ措置を取ります。

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の所在学区である柘野学区に、警戒レベル4が発令される可能性が高い場合は、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取る場合があります。

在校中についても、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）が発令された段階で、関係機関と連携し警戒レベル4へ引き上げられる可能性が高いと判断した場合は、レベル4が発令される前に帰宅させる場合があります。ただし、自宅が「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」に含まれている場合、住居が賀茂川より東の生徒は柘野小学校、西側の生徒は大宮小学校へ一時避難させます。

#### (2) 水害の避難指示について

本校の校区には、「鴨川の浸水想定区域」が含まれるため、避難指示の発令対象地域です。柘野学区・大宮学区に警戒レベル4が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。ただし、自宅が「洪水浸水想定区域」に含まれている場合、賀茂川より東の生徒は柘野小学校、西側の生徒は大宮小学校へ一時避難させます。

（在校中、水害の避難指示が発令されるような状況の場合、この地域ではそれ以前に土砂災害の避難指示が発令されることを想定しています。したがって、よほど特別な状況でない限り、水害による避難指示が出る段階で生徒が避難することはないと想定しています）

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設により教育活動に支障が生ずる場合、休校措置をとる場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul> <p>（ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）</p>

※ 「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況でさらに大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「1 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

- 5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について  
直ちに臨時休校としたうえで下校措置を取ります、ただし、自宅が「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」「洪水浸水想定区域」に含まれている場合、賀茂川より東の生徒は柘野小学校、西側の生徒は大宮小学校へ一時避難させます。